

高校生向けWeb版消費者教育読本

「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」を使用した公開モデル授業の実施

金 清 順 子 (家庭科)

1. はじめに

2022年4月1日から改正民法が施行され、18歳で成人します。現在（2019年度）在籍している中杉生は、改正民法施行時の2022年4月1日に全員成人として扱われ、2020年度に入学する高校1年生は、3年次に誕生日が来ると成人します。現行民法が制定された1896年（明治29年）以来、「20歳で成人」を前提としていた高校生の日常生活に、どのような影響があるでしょうか。「家庭基礎」を指導する立場から言えば、次の変更点によって、18～19歳の高校生や高校を卒業したばかりの若者が悪質商法に狙われやすくなることを危惧しています。

①18歳になると、自らの判断で高額な買い物や借金ができる。

（高校3年生でも、親に無断でクレジットカードを作ったり、友人と教習所の申込みをしたりすることができるようになる。学校内で人間関係を利用した悪質商法等の勧誘が広まる恐れがある。）

②18歳・19歳を消費者被害から守っていた「未成年者取消権」を失う。

（親の同意を得ずに契約した場合、18歳・19歳の未成年者は後から契約を取り消すことができた。また、この制度があるために、18歳・19歳の未成年者は、あらかじめ悪質な事業者の狙いから外されていた。18歳・19歳に対する「救済」措置と、「被害防止」の機能が失われることを意味する。）

社会経験や判断力、知識が少ない高校生は、金銭のトラブルに陥るおそれがあります。悪質な事業者のターゲットにされないよう、2018年8月31日の文部科学省告示の通り、「契約の重要性及び消費者保護の仕組み」を学習し、「18歳で成人」を自覚する必要があると考えます。

2. 公開モデル授業実施の背景

東京都消費生活総合センターが2014年度に作成したWeb版消費者教育読本、「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」は、パソコンやタブレットを使ってアニメーションを見ながら、高校生がクレジットカードの仕組みや多重債務を学べる内容になっています。金額を打ち込んだり、クイズに答えたりしながら、リボ払いの仕組みなども理解できるので、本校でも2015年度より使用しています。

2018年度に教材をリニューアルすることになり、私は消費者教育読本作成検討委員会委員として、教材作りに参加し、本校でも実施している、「主体的・対話的な深い学び」ができる授業の提案をしました。この教材は、成年年齢引き下げの問題に対応しており、消費者教育に不慣れな教員にも使いやすい工夫が凝らされています。

今年度実施した公開モデル授業は、リニューアルした教材を活用して授業を行いました。このモデル授業を通じ、生徒が未成年の契約と成年の契約の違いを学ぶ様子や、初任である教員が教材を活用し、「主体的・対話的な深い学び」ができる授業を行う様子を消費者教育関係者に見てもらう意味がありました。

3. 公開モデル授業 開催概要 (主催: 東京都消費生活総合センター)

開催日	2019年6月25日 (火) 11時~16時30分
開催場所	多目的室2・2年6組教室
授業者	金清順子 (2-1、2-2) ・須藤千咲 (2-6)
外部講師	平澤慎一弁護士・工藤寛泰弁護士 (2-2)
授業科目	家庭基礎
使用教材	改定版Web版消費者教育読本 「もしも未来が見えたなら~いつかクレジットカードを使う日に~」 番外編・ステージ1

4. 公開モデル授業 開催スケジュール

	時間	テーマ	講師
2-1	3時間目	「契約と契約トラブル」 成人になるまでに押さえておきたい契約の知識を学ぶ。	金 清
	4時間目	「消費者をめぐる問題」 消費者問題について知り、消費者を支援する制度がなぜあるのかを理解する。	
2-2	5時間目	「契約と契約トラブル」 成人になるまでに押さえておきたい契約の知識を学ぶ。	金 清
	6時間目	「民法と消費者法」 事例をもとに消費者問題を知るとともに、契約の法的拘束力や消費者保護制度について理解する。	
2-6	5時間目	「キャッシュレス化による金銭管理」 キャッシュレス化が急速に進む中、自分や家族が持っているカードの特徴を理解する。	須 藤
	6時間目	「クレジットカードと契約」 クレジット契約の仕組みを理解し、契約のルールを守ることの大切さに気づく。	
放課後	意見交換会		
参加者: 高等学校教員、消費者行政関係者、教育関係者、消費者啓発員など37名			

5. 当日の様子

「契約と契約トラブル」（講師 金清）



「大人になると何ができる？」を話し合うグループワーク。これまでの授業をふまえ、「親の承諾なしに様々な契約ができる」ことに気づき、確認し合います。



「インターネットで申し込んだアイドルグループのライブチケットが重複して当選してしまった」という実際にあつた高校生の事例。1枚だけ購入して、残りは返品できるかな？

「民法と消費者法」（講師 平澤弁護士・工藤弁護士）



「民法は『私的自治の原則』の考え方が大前提で、契約は当事者の合意によって成立し、一度成立した契約の拘束力からは簡単に逃れることはできない。」消費者問題の専門家である平澤弁護士の言葉には重みがあり、聞き入っています。



「オーデションに合格したAさんは、役者になるためのレッスン料30万円の契約書にサインをしてしまったが…。」工藤弁護士が紹介された事例を検討し、消費者を保護する制度があることを学びました。

平澤弁護士も消費者教育読本作成検討委員会委員で、教材の内容を熟知していらっしゃいます。1時間目は教材を使った授業を私が行い、2時間目は平澤弁護士と工藤弁護士が事例を挙げて、民法の考え方を生徒に解説する、という授業が実現しました。平澤弁護士が授業の最後に述べられた、「法制度は進化する。変えていくのは消費者である。被害は抱え込まずに相談しよう。相談することは、本人を救うだけでなく、情報提供によって、次の被害者を減らすことにもつながる。」というメッセージは、実際に多くの事例と向き合つてこられた専門家の重みがある言葉で、印象深く、心に刻まれるものでした。見学者からも、「講義と事例の紹介、両方で理解が進む」という評価をいただき、平澤弁護士と工藤弁護士の授業については、「弁護士さんのお話は無駄がなく、事業者と消費者の間にある力の差を埋めるために制度や法律があることを生徒は良く分かったと思う。未成年者取消しの重要性を説明されていたところが良かった。」という感想もありました。2-2の生徒も事後アンケートで、45名中43名がやってよかったと回答していました。生徒の感想もいくつか紹介します。

- ・法律を根拠として、事例を解決していくのがわかりやすくてよかったです。(男子)
- ・クーリング・オフ制度や消費者基本法などは前から知っていたが、逆にそれを使っても解決できない例を知ることで、「このような点に気をつけよう」「ここを確認しよう」と警戒するべきポイントが学べた。(女子)
- ・身近におこりそうな事例をもとに説明して下さってわかりやすかった。私もしこのような状況に陥ったら、消費者の立場をよく考えて、契約をするか否か考えていきたい。本時の授業で、改めて契約は何であっても大事なものであると思った。軽い気持ちで契約をしないで、よく考えたい。(女子)
- ・普段、何気なくしている買い物も立派な契約であり、法的な拘束力が生じることを知って、何でもボンボン買うのではなく、少し考えてから買う癖をつけようと思った。「成年年齢が引き下がる」ということは、あまり日常生活に支障がないと思っていたけど、引き下がることで生じる問題が(取り上げ

られていないだけで) 割と多くあることが分かった。もっと自分でも考えてみたい。(女子)

6. 公開モデル授業 見学者の意見

授業後の意見交換会には27名の見学者が参加して下さり、貴重なご意見をいただきました。

【金清の授業（3～4時間目、5時間目）】

- ・グループワークは賑やかになりすぎて時間の調整が難しいと思っていたけれど、それに勝る利点（自由な発想、意識づけ）がある事がわかつた。
- ・グループで自由に話させ、それを取りまとめていくという形で進行。半分遊んでふざけている様子だが、ちゃんと書いている班もあり、これが中杉の実力かと好意的に思いました。今までやってきたと先生がおっしゃっていたので、4月以降の蓄積があつたことがすごいな、と思いました。
- ・最初に考える時間を設け、次の時間で知識とまとめをする進め方は大変参考になりました。
- ・グループワークにより、生徒自身の発見する力、他の生徒の意見への理解力を伸ばしていると感じた。
- ・ワークショップを取り入れた授業展開や、生徒さんの反応が大変参考になりました。教材の活用も大事だと思います。

生徒の事後アンケートでも、数名の生徒から「グループワークで意見を出し合い、考える時間は大事だと実感した。」という意見がありました。お互いの状況を伝え合う機会は、生徒にとっては深く学んでいくための動機づけとなり、教員にとっては、生徒の状況やニーズを把握する好機と考えています。

【須藤先生の授業（5～6時間目）】

- ・模擬カードを使って生徒にプレゼン、クイズなどをするワークが生徒の興味をひいていた。
- ・黒板に貼れる大きなカード等、教材が指導、理解に役立つ。
- ・授業の流れが良くできっていて、参考になりました。パワーポイントを使うのはいいですね。教師主導型ではない生徒参加型を見られて勉強になりました。
- ・グループ内で1分間のプレゼンは、自分の考えを短く説明するので良い試みだと思った。メリット・デメリットを考えるという方法は、記憶に残りやすく覚えやすいため、効果的だと思った。

須藤先生は、教材の指導書にある授業展開例を活用し、パワポ資料、教材の付録である「お金の代わりをするカードセット」とそのフリップ、「クレジット機能付きポイントカードのチラシ」、「クレジットカードの申込書（本物）」、「ワークシート」を使った授業を行いました。改訂版Web版消費者教育読本は、私や平澤弁護士の他にも、消費者教育に関わる専門家が参加し、練りに練って作り上げた教材です。私も非常に勉強になりました。

須藤先生が生徒に指示した1分間のプレゼンは、5人班9グループ程度が一斉に行うというものです。見学者はグループを周らないとどんな意見が出ているのかわかりません。そのため、聞き取りにくいという意見もありましたが、グループごとに一斉に行う発表は、6～7分もあればクラスの全員が発表できます。自分は関係ないとぼんやりしている間がなく、活発な時間となります。

7. おわりに

公開モデル授業は、家庭基礎で扱う「消費経済」分野で、8・9時間目にあたる授業でした。中杉生がどのような経済活動を行っているのかを把握するため、家庭科ではアンケートに答えてもらってから授業を行っています。今年度

は東京家政学院大学の小野由美子先生が、平成28年に実施された消費者教育支援センターの「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査」と比較するために、2年生、308人の調査を引き受けて下さいました¹。その結果、キャッシュレス決済が中高生の消費生活に浸透していることが見えてきました。インターネットで買い物をしている生徒は39.6%でした。支払方法を複数回答で質問したところ、親のクレジットカードが51.6%、コンビニを利用した支払いが41.0%、プリペイドカードを利用していたのが28.7%という結果でした。親はどんな買い物をしているのか、わかりにくい状況だと考えられます。また、29.5%の生徒は、映画やコンサートのチケットをネットで購入しているということですから、授業で扱った事例のように、「宣伝文句に煽られて、ライブチケットを申し込めるだけ申し込んだら、重複して購入することになってしまった」といったトラブルが親の知らないところで起きていることも考えられます。

18歳で成人する——このことを念頭に置き、契約にまつわるトラブルに直面した時にきちんと対処できるよう、10時間の授業で力をつけてもらわなければなりません。公開モデル授業は、生徒にとってはまとめの授業でした。生徒は授業を振り返り、次のようなことを述べていました。

- ・レイさんのように契約解除したくても、するのが難しい理不尽なこともあるので、何か契約をするときは、慎重になる必要があると思った。買う物の金額が大きいときは、親とか友達に相談したいと思った。また、相談しやすい環境を作ることも大切だと感じた。(女子)
- ・買うという行為は契約するということであって、契約を取り消すことは簡単に出来ないことがわかりました。今までの授業で消費者を助けてくれる法律や消費生活センターなどをくわしく知ることができたので、これから万が一のことがあったら、頼りたいと思います。(女子)
- ・契約を取り消すのは簡単なことではない。契約は良く考えてからするべき。トラブルに巻き込まれたら、親や友人などに相談することが大切。消費生活

センターに相談に行くのも大切。(男子)

契約の重要性と消費者を保護する制度について、Web版教材は生徒の理解を深めるのに役立つと感じました。また、「やけに安いものやタダのもののうらに何があるか考えるようになった。(男子)」といったように、批判的な視点を持ち、よく考えて意思決定する消費行動を育てる一助となると考えます。学んだ成果が生活の中で実践できるよう、今後も授業内容が中杉生の状況やニーズに合っているか、毎年カリキュラムを見直し、教材を活用しながら工夫していきたいです。

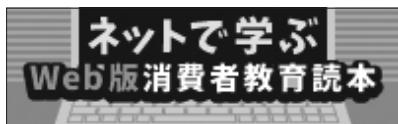
¹ 小野由美子・上杉めぐみ、「キャッシュレス決済の推進に伴う消費者教育のあり方について—韓国消費者院へのヒアリング及び日本の高校生への意識調査等の分析を通して—」、日本消費者教育学会全国大会研究発表、2019年10月.

謝辞

2019年度の授業を実施するにあたって、生徒の意識調査を行って下さった、小野由美子先生（東京家政学院大学准教授）、公開モデル授業で講師を引き受けて下さった、平澤慎一弁護士、工藤寛泰弁護士、公開モデル授業を主催して下さった東京都消費生活総合センター活動推進課のみな様に心よりお礼申し上げます。

Web版消費者読本へのアクセス方法

- ①「東京くらしWEB」と入力し、トップページ右側のバナー「ネットで学ぶ消費者教育読本」をクリックする。



- ②消費者教育読本Web版「使用教材が決まっている（対象別一覧）」をクリックする。



- ④「もしも未来が見えたなら」トップページ



生徒用ページでは、3つのステージと番外編を学習できます。
授業に合わせて、好きなところだけ使うことも可能です。

(東京都消費生活総合センター「わたしは消費者」No.156

令和元年6月15日より抜粋)